

「マトゥーリ男声合唱団」 団費規定

(総則)

第1条 マトゥーリ男声合唱団の団費は、この規定に定めるものとする。

(団員の義務)

第2条 団員および入団を承認された新団員は、この規定に定められた団費を、定められた期日までに納入しなければならない。

(団員団費)

第3条 団費は年8万円とし、定められた期日までに全納、または分納するものとする。

2. 学生およびこれに準ずる団員の団費は、年4万円とする。

(休団中の団費)

第4条 休団中の団費は特に徴収しない。ただし、休団中のCDや図書類あるいは制服等団で発行または発売するものを希望する場合は、実費を徴収する。

(団費の用途)

第5条 団費は以下に充当する。

- (1) 事務諸経費(楽譜代、印刷代、通信連絡費)
- (2) 指導者等の謝礼
- (3) 練習会場費
- (4) CD、MD、資料等の購入および作成経費
- (5) パート練習会場費およびそれに伴う経費の一部補助
- (6) 合唱支援学生等に対する経費の一部補助
- (7) その他

2. この他、合宿並びに演奏会等で必要な経費は、別途幹事会の定めにより、納めるものとする。

(団費納金)

第6条 団費は以下の通り定め、各期当初月の月末までに団事務局銀行口座への振込をもって納入するものとする。

- ・ 1期 1月-3月 2万円 学生およびこれに準ずる団員は1万円(以下同じ)
- ・ 2期 4月-6月 2万円
- ・ 3期 7月-9月 2万円
- ・ 4期 10月-12月 2万円

(入団および退団者の団費)

第7条 各期途中の入団者の団費は、入団月から次期までの月団費を7千円とし、事務局の指示により納めるものとする。

2. 途中退団の場合の返金には、応じない。

(改正)

第8条 本規定は、物価水準、諸事情を勘案して、総会にて随時改正することができる。

(施行)

第9条 この規定は、2007年1月1日から施行する。

(改正)

2010年2月11日 改正 (休団者の取扱いについて)